

堺市公報 第194号	令和3年11月12日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の辞退について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在

地変更について

- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について
- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について
- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9
- <公告>
- 都市計画法に基づく工事の完了について
- 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 10
- <公示送達>
- 行政不服審査法に基づく公示の方法による送達について
- 【財政局税務部税制課】…………… 11

告 示

堺市告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年11月12日

堺市長 永藤英機

- 1 診療所

名称	所在地	指定年月日
てらもと脳神経外科クリニック	堺市北区長曾根町3082-1 クリニックステーションなかもず1階	令和3年9月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
アップル歯科医院	堺市中区八田北町611-14	令和3年9月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
ティエム薬局蔵前店	堺市北区蔵前町3-2-8 サンロード蔵前1階	令和3年9月1日
サツキ薬局北花田店	堺市北区北花田町3-18-1	令和3年9月1日
サツキ薬局庭代台店	堺市南区庭代台3-1-8	令和3年9月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションアイリス	堺市東区菩提町3-9-1	令和3年10月1日
セルビス訪問看護ステーション	堺市西区浜寺元町1-118	令和3年7月1日
訪問看護ステーション真月	堺市中区深井中町1415-6	令和3年10月1日
ベーグル訪問看護ステーション	堺市堺区竜神橋町1-6-2 403	令和3年10月1日

堺市告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和3年11月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
にしの内科診療所	堺市堺区三宝町3-206	令和3年9月28日
てらもと脳神経外科クリニック	堺市北区長曾根町3082-1	令和3年8月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
井川歯科医院	堺市堺区宿屋町西1-2-22	令和3年8月17日
アップル歯科医院	堺市中区八田北町611-14	令和3年8月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
ティ・エム薬局	堺市北区蔵前町3-2-8 サンロード蔵前1階	令和3年8月31日
サツキ薬局	堺市北区北花田町3-18-1	令和3年8月31日
サツキ薬局	堺市南区庭代台3-1-8	令和3年8月31日

4 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
ちから訪問看護ステーション	堺市堺区大町東1-1-2 ATOM I C BLD. 5F	平成29年9月30日

堺市告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年11月12日

堺市長 永藤英機

名称	所在地	辞退年月日
どい歯科クリニック	堺市美原区南余部155-13	令和3年10月31日

堺市告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年11月12日

堺市長 永藤英機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
--------	--------	-----	-------

ぐんぐんキッズ クリニック分院	ぐんぐんキッズ クリニック泉ヶ 丘	堺市南区高倉台4-21-1	令和3年9月1日
--------------------	-------------------------	---------------	----------

堺市告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年11月12日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
居宅介護支援	シャロームケアプ ランセンター堺南	堺市西区上野芝向ヶ丘町6- 1-34 パルファン上野芝90 2号室	令和3年9月1日
特定福祉用具販売	やすらぎの介護シ ャローム	堺市北区東浅香山町1-19- 9 K&Sビル1F	令和3年9月1日
介護予防福祉用具 貸与	やすらぎの介護シ ャローム	堺市北区東浅香山町1-19- 9 K&Sビル1F	令和3年9月1日
福祉用具貸与	やすらぎの介護シ ャローム	堺市北区東浅香山町1-19- 9 K&Sビル1F	令和3年9月1日
特定介護予防福祉 用具販売	やすらぎの介護シ ャローム	堺市北区東浅香山町1-19- 9 K&Sビル1F	令和3年9月1日
居宅介護支援	シャロームケアプ ランセンター堺北	堺市北区東浅香山町1-19- 9 K&Sビル1F	令和3年10月1日

堺市告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年11月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
訪問リハビリテーション	皮フ科 長クリニック	堺市北区中百舌鳥町5-652-1 和香ビル2階	令和3年8月31日
訪問看護	皮フ科 長クリニック	堺市北区中百舌鳥町5-652-1 和香ビル2階	令和3年8月31日
居宅療養管理指導	皮フ科 長クリニック	堺市北区中百舌鳥町5-652-1 和香ビル2階	令和3年8月31日
居宅療養管理指導	医療法人誠萌会 にしの内科診療所	堺市堺区三宝町3-206	令和3年9月28日
訪問リハビリテーション	医療法人誠萌会 にしの内科診療所	堺市堺区三宝町3-206	令和3年9月28日
訪問看護	医療法人誠萌会 にしの内科診療所	堺市堺区三宝町3-206	令和3年9月28日
居宅介護支援	医療法人誠萌会 にしの内科診療所	堺市堺区三宝町3-206	令和3年9月28日
居宅療養管理指導	井川歯科医院	堺市堺区宿屋町西1-2-22	令和3年8月17日
介護予防福祉用具貸与	やすらぎの介護シヤローム	堺市堺区一条通3-2	令和3年8月31日
福祉用具貸与	やすらぎの介護シヤローム	堺市堺区一条通3-2	令和3年8月31日

訪問介護	ヘルパーステーションスリーエー	堺市東区大美野36-8 平井マンション101号	令和3年8月31日
居宅介護支援	やすらぎの介護シヤローム新金岡	堺市北区新金岡町1-3-33	令和3年9月30日
居宅介護支援	ケアプランセンタースリーエー	堺市東区大美野36-8 平井マンション101号	令和3年2月28日
居宅介護支援	やすらぎの介護シヤローム大仙	堺市堺区一条通3-2	令和3年8月31日
居宅介護支援	やすらぎの介護シヤローム中央ケアプランセンター	堺市中区土塔町2044-60	令和3年8月31日

堺市告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年11月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問サービス	介護ステーションオルゴール	堺市北区黒土町68-6	堺市北区百舌鳥赤畑町4-220-5	令和3年10月1日
訪問介護	介護ステーションオルゴール	堺市北区黒土町68-6	堺市北区百舌鳥赤畑町4-220-5	令和3年10月1日

堺市告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年11月12日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
山里 智樹	戎之町鍼灸院	堺市堺区戎之町西2-2-3 ロイヤルコート5番館301号室	令和3年10月1日
上田 真灯	戎之町鍼灸院	堺市堺区戎之町西2-2-3 ロイヤルコート5番館301号室	令和3年10月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
上田 真灯	戎之町鍼灸院	堺市堺区戎之町西2-2-3 ロイヤルコート5番館301号室	令和3年10月1日
垣内 瑞穂	戎之町鍼灸院	堺市堺区戎之町西2-2-3 ロイヤルコート5番館301号室	令和3年10月1日
山里 智樹	戎之町鍼灸院	堺市堺区戎之町西2-2-3 ロイヤルコート5番館301号室	令和3年10月1日
中村 太亮	グッドスマイル鍼灸院	堺市北区新堀町2-45-6 20	令和3年9月17日

堺市告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年11月12日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
樋本 栽	あさか鍼灸院	堺市北区常磐町1-1-2 15 04	令和3年3月31日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
樋本 栽	あさか鍼灸院	堺市北区常磐町1-1-2 15 04	令和3年3月31日
新谷 章悟	ライク鍼灸院深井院	堺市中区深井沢町3353-402	令和3年9月30日
中村 太亮	中村 太亮（出張 専門）	堺市堺区中向陽町1-4-20	令和3年10月1日

公 告

堺市公告第564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区上野芝向ヶ丘町一丁777番2、777番18の一部、777番20、777番61、777番63の一部、777番64、777番67及び789番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区长居東四丁目11番4号
株式会社富士木材
代表取締役 井上 晴樹

公示送達

堺市公示送達第143号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示の方法による送達を行う。

令和3年11月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 送達を受けるべき者

審査請求に係る処分の相手方

住所 不明

（最後の住所） 堺市西区上670番地1

氏名 石川 敏哉

2 送達すべき書類

審査請求人が、令和2年10月19日付けで堺市長宛てに提起した審査請求に対する令和3年10月1日付けの裁決書の謄本

3 注意等

送達すべき書類について、審査請求に係る処分の相手方の所在が不明のため、送付することができないことから、当該書類を堺市財政局税務部税制課において保管し、いつでも交付するため、処分の相手方は同課に連絡の上、受領されたい。

なお、本件公示送達については、令和3年11月12日に本市の掲示場に掲示済であるため、当該書類を処分の相手方が受領されなくても、行政不服審査法第51条第3項の規定に基づき、令和3年11月27日に書類の送付があったものとみなされる。